

## 糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	平成30年4月27日(金) 午前9時30分から午前11時05分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202会議室
出席委員	<p><b>【農業委員(出席15名、欠席4名)】</b>  出席委員：2番片山敏隆委員、3番大島博委員、4番原直治委員、5番園田岳彦委員、7番加藤久雄委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、11番福田幸生委員、12番井上二郎委員、13番土沢一男委員、14番伊藤昭一委員、15番齋藤清美委員、17番川内敏夫委員、18番上原スミ子委員、  欠席委員：1番藤田一義委員、6番松澤一久委員、16番川合次夫委員、19番樋口佐登子委員</p> <p><b>【農地利用最適化推進委員(出席要請無、出席3名)】</b>  出席委員：8番伊井一夫委員、12番小島隆委員、13番山本民男委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席18名)</p>
出席職員	池田農業委員会事務局長、舟本同次長、木島同係長、伊藤同主査、小林同主査(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	3番 委員
	4番 委員

## 会議に付した事件並びに審議事項

### 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

### 日程第2 報告事項

報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いのこについて

No.1 1件

報告第2号 農地の休耕及び増反届について

No.1～No.6 6件

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

No.1～No.7 7件

報告第4号 農地使用貸借契約の解約について

No.1 1件

報告第5号 農地の用途変更及び嵩上げ届について

No.801～No.804 4件

### 日程第3 付議事項

議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

No.3001～No.3009 9件

議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

No.5001～No.5004 4件

議 第3号 農用地利用集積計画案について

No.1～No.85 85件

議 第4号 農用地利用配分計画案にかかる意見について

No.1～No.6 6件

### 日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

## 会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。</p> <p>それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は1番藤田一義委員、6番松澤一久委員、16番川合次夫委員、19番樋口佐登子委員の4名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p> <p>また、本日は推進委員の8番伊井委員、12番小島委員、13番山本委員からもご出席いただいています。</p> <p><b>日程第1＝議事録署名委員の指名について</b></p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、3番大島委員及び4番原委員を指名いたします。</p> <p><b>日程第2＝報告事項</b></p> <p><b>&lt;報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて&gt;</b></p>
議長	<p>報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。1頁をご覧ください。</p> <p>1番上早川地区の件ですが、宮平、中林地内の4筆789㎡について、山林・原野化しております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>

<p>議長 木島係長</p>	<p><b>&lt;報告第2号 農地の休耕及び増反届について&gt;</b>  報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。  説明いたします。2頁をご覧ください。  1番浦本、大和川地区の件ですが、中浜、中宿、梶屋敷地内の10筆1,080.39㎡について、高齢のため、休耕するものです。  2番下早川、上早川地区の件ですが、東塚、角間地内の4筆1,264.43㎡について、耕作に不便なため、休耕するものです。  3番大和川地区の件ですが、厚田地内の3筆479.38㎡について、住宅跡地を畑として、耕作するものです。  4番今井地区の件ですが、岩木、頭山地内の14筆2,453.91㎡について、労力不足のため、休耕するものです。  5番磯部、能生谷地区の件ですが、仙納、高倉地内の71筆16,976.37㎡について、労力不足のため、休耕するものです。  6番磯部地区の件ですが、大洞地内の13筆3,527㎡について、労力不足のため、休耕するものです。  以上で、説明を終わります。  只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。  休耕については利用状況調査によるものでしょうか。  本人の申出によるものです。  他にご意見ございませんか。  〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長 2番片山委員 木島係長 議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 木島係長</p>	<p><b>&lt;報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について&gt;</b>  報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。  説明いたします。7頁をご覧ください。  1番下早川地区の件ですが、五十原地内の2筆3,013㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。  2番西海地区の件ですが、市野々地内の2筆834㎡について、土地所有者が自作するため解約し、その後は自作します。</p>

	<p>3番西海地区の件ですが、市野々地内の2筆834㎡について、自作するため解約し、その後は自作します。</p> <p>4番能生谷地区の件ですが、藤後地内の4筆618.67㎡について、病気のため解約し、その後は休耕します。</p> <p>5番能生谷地区の件ですが、崩、須川地内の7筆1,196.38㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。</p> <p>6番能生谷地区の件ですが、須川地内の7筆872.68㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。</p> <p>7番能生谷地区の件ですが、川詰地内の1筆1,629㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長 11番福田委員 伊藤主査</p>	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>農林公社を通じての契約は簡単に解約できるのでしょうか。</p> <p>出し手と受け手の合意であれば解約ができます。今回は出し手が自作したいとの意向があり、合意のうえ解約となりました。</p>
<p>議長</p>	<p>他にご意見はございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認したいと思います。</p>
<p>議長 木島係長</p>	<p><b>&lt;報告第4号 農地使用貸借契約の解約について&gt;</b></p> <p>報告第4号 農地使用貸借契約の解約について。説明を求めます。</p> <p>説明いたします。9頁をご覧ください。</p> <p>1番青海地区の件ですが、須沢地内の2筆577㎡について、担い手に集積するため解約し、その後は担い手に貸し付けます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認したいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p><b>&lt;報告第5号 農地の用途変更及び嵩上げ届について&gt;</b></p> <p>報告第5号 農地の用途変更及び嵩上げ届について説明を求めます。</p>

	<p>説明いたします。10 頁をご覧ください。</p> <p>801 番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の 3 筆 983 m<sup>2</sup>について、嵩上げしたいものです。地図のNo.1 をご覧ください。申請地は、農免農道須川下倉線沿いの場所です。申請地を嵩上げし、農作業の効率化を図りたいものです。</p> <p>802 番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の 2 筆 197 m<sup>2</sup>について、嵩上げしたいものです。地図のNo.1 をご覧ください。申請地は、農免農道須川下倉線沿いの場所です。申請地を嵩上げし、農作業の効率化を図りたいものです。</p> <p>803 番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の 3 筆 602 m<sup>2</sup>について、嵩上げしたいものです。地図のNo.1 をご覧ください。申請地は、農免農道須川下倉線沿いの場所です。申請地を嵩上げし、農作業の効率化を図りたいものです。</p> <p>804 番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の 1 筆 358 m<sup>2</sup>について、嵩上げしたいものです。地図のNo.1 をご覧ください。申請地は、農免農道須川下倉線沿いの場所です。申請地を嵩上げし、農作業の効率化を図りたいものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認したいと思います。</p> <p>以上をもちまして、日程第 2 の報告事項を終了いたします。</p> <p>続いて、日程第 3 の付議事項について、審議に入ります。</p>
議長 伊藤主査	<p><b>日程第 3 = 付議事項</b></p> <p><b>&lt;議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について&gt;</b></p> <p>議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。11 頁をご覧ください。</p> <p>3001 番西海地区の件ですが、道平地内の 1 筆 185 m<sup>2</sup>について、売買による所有権移転です。地図のNo.2 をご覧ください。申請地は県道上</p>

町屋釜沢糸魚川線 沿いの場所です。譲渡人は高齢により耕作が困難なため、申請地周辺に居住する譲受人に譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、西海地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号(信託)、第6号(転貸)については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3002 番糸魚川地区の件ですが、一ノ宮地内の1筆158㎡について、贈与による所有権移転です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は市道後生山線付近の場所です。譲渡人は、県外に居住し耕作が困難なことから、今後は譲受人に管理していただきたいため譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、糸魚川地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号(信託)、第6号(転貸)については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3003 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆946㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は県道西飛山能生線沿いの場所です。譲受人は、申請地を譲り受け隣接する自作地と一体的に利用し、農地の集約化を図りたいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号(信託)、第6号(転貸)については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3004 番能生谷地区の件ですが、小見地内の2筆78㎡について、交換による所有権移転です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は県道西飛山能生線沿いの場所です。譲受人は、耕作地の形状を整え、耕作の効率化を図るため交換したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の

状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3005 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆103㎡について、交換による所有権移転です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は県道西飛山能生線沿いの場所です。譲受人は、耕作地の形状を整え、耕作の効率化を図るため交換したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3006 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆11㎡について、交換による所有権移転です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は県道西飛山能生線沿いの場所です。譲受人は、耕作地の形状を整え、耕作の効率化を図るため交換したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3007 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆12㎡について、交換による所有権移転です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は県道西飛山能生線沿いの場所です。譲受人は、耕作地の形状を整え、耕作の効率化を図るため交換したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、



<p>議長 13 番土沢委員 木島係長  議長</p>	<p>農地法第3条第2項第3号(信託)、第6号(転貸)については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>3008 番能生谷地区の件ですが、平地内の2筆218㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.6をご覧ください。申請地は市道森本南線沿いの場所です。譲渡人は、市外に居住し耕作が困難なことから、申請地周辺に居住する譲受人に譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号(信託)、第6号(転貸)については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>3009 番能生谷地区の件ですが、槇地内の1筆1,796㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.7をご覧ください。申請地は市道南部1号線沿いの場所です。譲渡人は、高齢で耕作が困難なことから、申請地を耕作している譲受人に譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号(信託)、第6号(転貸)については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>3008 番の件ですが、一旦土砂を入れたものを撤去させたと聞いたのですが、無駄ではないでしょうか。</p> <p>当初、譲渡人からの相談では、2つの圃場の段差を解消するため農地の一部に既に土砂を入れたとの話があり、嵩上げ届を提出するよう指導しておりましたが、その後、他の方に譲り渡すという話になり、譲渡人から現状回復して譲り渡したいとの希望があり譲渡人が土砂を撤去したものです。</p> <p>他にご意見はございませんか。 [「なし」と呼ぶものあり]</p>
---	---

議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。  〔地区委員より「異議なし」の声あり〕  異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 小林主査	<p><b>&lt;議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について&gt;</b>  議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。  説明いたします。13頁をご覧ください。</p>
	<p>5001 番糸魚川地区の件ですが、南押上1丁目地内の2筆 690㎡について、長屋住宅及び駐車場敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.8をご覧ください。申請地は、市道中斷道線付近の場所です。譲受人は、賃貸住宅を経営するため、申請地を譲り受け、長屋住宅を建築したいものです。農地の区分は、エ-7)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第一種中高層住居専用地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
	<p>5002 番糸魚川地区の件ですが、南押上1丁目地内の4筆 1,285㎡について、長屋住宅及び駐車場敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.8をご覧ください。市道中斷道線付近の場所です。譲受人は、賃貸住宅を経営するため、申請地を譲り受け、長屋住宅を建築したいものです。農地の区分は、エ-7)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第一種中高層住居専用地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
	<p>5003 番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内の1筆 231㎡について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.9をご覧ください。申請地は、市道ヒバリ田3号線沿いの場所です。譲受人は、現在借家住まいですが、手狭なため、申請地を譲り受け、住宅を建築したいものです。農地の区分は、エ-7)-b-(c) (都市計画法の用途地域、工業地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>

	<p>5004 番能生地区の件ですが、桜木地内の1筆 269 m<sup>2</sup>について、駐車場及び家庭菜園敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.10をご覧ください。申請地は、譲受人住宅の隣接地で市道栄桜木線沿いの場所です。譲受人は、自家用駐車場が不足しているため、住宅地に隣接している申請地を譲り受け、駐車場及び自家用菜園敷地としたいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第一種中高層住居専用地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。      只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。      [「なし」と呼ぶものあり]</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。      [地区委員より「異議なし」の声あり]</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><b>&lt;議第3号 農用地利用集積計画案について&gt;</b>      議第3号 農用地利用集積計画案について、85件ございます。このうち会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが4件ございます。まず、加藤委員の案件を先に審議しますので、加藤委員、退席をお願いします。</p>
議長	<p>[加藤委員退室]      事務局の説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。21頁をご覧ください。      32 番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内の2筆 3,138 m<sup>2</sup>について、更新するものです。</p>
議長	<p>以上で説明を終わります。      只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>[「なし」と呼ぶものあり]      異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。      [加藤委員入室]</p>

議長	次に小島推進委員の案件を審議します。小島推進委員、退席をお願いします。
議長 伊藤主査	〔小島推進委員退室〕 事務局の説明を求めます。 説明いたします。21頁をご覧ください。 33番磯部地区の件ですが、徳合地内の1筆769㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 以上で説明を終わります。
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕
議長	異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 〔小島推進委員入室〕
議長	次に山本推進委員の案件を審議します。山本推進委員、退席をお願いします。
議長 伊藤主査	〔山本推進委員退室〕 事務局の説明を求めます。 説明いたします。22頁をご覧ください。 35番能生谷、能生地区の件ですが、大平寺、桜木地内の4筆1,557㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 以上で説明を終わります。
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕
議長	異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 〔山本推進委員入室〕
議長	次に伊藤委員の案件を審議します。伊藤委員、退席をお願いします。
議長	〔伊藤委員退室〕 事務局の説明を求めます。

伊藤主査	<p>説明いたします。24 頁をご覧ください。 41 番能生谷地区の件ですが、楨地内の 1 筆 1,341 m<sup>2</sup>について、更新するものです。</p>
議長	<p>以上で説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 〔伊藤委員入室〕</p>
議長 伊藤主査	<p>それでは、残りの案件の説明を求めます。 説明いたします。14 頁をご覧ください。 1 番下早川地区の件ですが、堀切地内の 1 筆 2,530 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。 2 番下早川地区の件ですが、新町地内の 1 筆 912 m<sup>2</sup>について、更新するものです。 3 番下早川地区の件ですが、日光寺地内の 1 筆 1,315 m<sup>2</sup>について、更新するものです。 4 番下早川地区の件ですが、五十原地内の 1 筆 269 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。 5 番下早川地区の件ですが、五十原地内の 2 筆 2,603 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。 6 番上早川地区の件ですが、太平、中川原新田地内の 4 筆 5,120 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。 7 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の 2 筆 1,820 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。 8 番上早川地区の件ですが、中川原新田、砂場、北山地内の 19 筆 7,407 m<sup>2</sup>について、更新するものです。 9 番西海地区の件ですが、市野々地内の 7 筆 8,913 m<sup>2</sup>について、更新するものです。 10 番西海地区の件ですが、粟倉地内の 1 筆 159 m<sup>2</sup>について、更新するものです。 11 番西海地区の件ですが、田中地内の 1 筆 547 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p>

12 番大野地区の件ですが、大野地内の5筆3,962 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。

13 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆881 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。

14 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆800 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。

15 番大野地区の件ですが、大野地内の8筆4,396 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。

16 番大野地区の件ですが、大野地内の7筆2,957 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。

17 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆701 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。

18 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆1,150 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。

19 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆135 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。

20 番小滝地区の件ですが、大所地内の1筆2,363 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

21 番今井地区の件ですが、頭山、西中地内の2筆3,416 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

22 番今井地区の件ですが、西中地内の12筆7,020.32 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

23 番今井地区の件ですが、西中地内の3筆5,839 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

24 番今井地区の件ですが、西中地内の2筆5,465 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

25 番今井地区の件ですが、西中、大谷内地内の3筆5,175 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

26 番今井地区の件ですが、西中地内の1筆887 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

27 番今井地区の件ですが、西中地内の1筆1,328 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

28 番今井地区の件ですが、西中地内の3筆3,892 m<sup>2</sup>について、借り

受けて規模拡大を図るものです。

29 番今井地区の件ですが、西中地内の1筆1,992 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。

30 番今井地区の件ですが、西中、中谷内地内の11筆12,509.04 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

31 番今井地区の件ですが、西中地内の1筆1,873 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。

34 番磯部地区の件ですが、百川地内の3筆1,223 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。

36 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆2,979 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

37 番能生谷地区の件ですが、藤後地内の2筆5,843 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。

38 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の1筆1,629 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。

39 番能生谷地区の件ですが、小見、平地内の18筆9,530 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

40 番能生谷地区の件ですが、平地内の18筆3,421.52 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。

42 番能生谷地区の件ですが、崩地内の3筆4,134 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。

43 番能生谷地区の件ですが、須川地内の7筆872.68 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。

44 番能生谷地区の件ですが、須川地内の5筆1,185 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。

45 番能生谷地区の件ですが、須川地内の14筆1,513.65 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。

46 番青海地区の件ですが、須沢地内の2筆577 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大を図るものです。

47 番上早川地区の件ですが、大平地内の15筆5,718 m<sup>2</sup>について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

48 番上早川地区の件ですが、大平、中川原新田地内の4筆7,803 m<sup>2</sup>について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるもの

です。

49 番大野地区の件ですが、大野地内の2筆2,038㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

50 番大野地区の件ですが、大野地内の6筆3,169㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

51 番大野地区の件ですが、大野地内の2筆972㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

52 番大野地区の件ですが、大野地内の3筆2,768㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

53 番大野地区の件ですが、大野地内の4筆3,065㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

54 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆1,047㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

55 番大野地区の件ですが、大野地内の2筆2,028㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

56 番大野地区の件ですが、大野地内の2筆1,329㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

57 番大野地区の件ですが、大野地内の2筆893㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

58 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆553㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

59 番大野地区の件ですが、大野地内の3筆1,479㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

60 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆353㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

61 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆353㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

62 番大野地区の件ですが、大野地内の2筆1,150㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

63 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆492㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

64 番大野地区の件ですが、大野地内の2筆1,844㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。



65 番根知地区の件ですが、根小屋地内の1筆1,902㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

66 番根知地区の件ですが、東中地内の3筆3,704㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

67 番根知地区の件ですが、上野地内の2筆1,893㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

68 番根知地区の件ですが、上野地内の1筆395㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

69 番根知地区の件ですが、栗山地内の2筆3,990㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

70 番根知地区の件ですが、栗山地内の1筆810㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

71 番根知地区の件ですが、栗山地内の2筆1,074㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

72 番根知地区の件ですが、栗山地内の4筆5,241㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

73 番根知地区の件ですが、栗山地内の3筆3,512㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

74 番根知地区の件ですが、栗山地内の2筆3,117㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

75 番根知地区の件ですが、栗山地内の5筆5,255㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

76 番根知地区の件ですが、栗山地内の1筆3,003㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

77 番根知地区の件ですが、栗山地内の1筆346㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

78 番根知地区の件ですが、栗山地内の4筆3,590㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

79 番根知地区の件ですが、栗山地内の1筆687㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

80 番根知地区の件ですが、和泉地内の1筆3,274㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

81 番根知地区の件ですが、和泉地内の3筆3,302㎡について、農地

	<p>中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>82 番根知地区の件ですが、和泉地内の4筆4,911㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>83 番根知地区の件ですが、和泉地内の1筆677㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>84 番根知地区の件ですが、大工屋敷、蒲池地内の3筆4,602㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>85 番根知地区の件ですが、別所地内の1筆2,297㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p>
<p>議長 7 番加藤委員 木島係長 議長</p>	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>法人の従事者欄が1人となっているが、誤りではないでしょうか。</p> <p>ご指摘のとおりですので、今後気を付けます。</p> <p>他にご意見はございませんか。</p>
<p>議長 議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p><b>&lt;議第4号 農用地利用配分計画案にかかる意見について&gt;</b></p> <p>議第4号 農用地利用配分計画案にかかる意見について、6件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが1件ございます。まず、原委員の案件を先に審議しますので、原委員、退席をお願いします。</p> <p>〔原委員退室〕</p>
<p>議長 伊藤主査</p>	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。36頁をご覧ください。</p> <p>1番上早川地区の件ですが、大平、中川原新田地内の19筆13,521㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>

議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 〔原委員入室〕</p>
議長 伊藤主査	<p>それでは、残りの案件の説明を求めます。 説明いたします。36頁をご覧ください。</p>
	<p>2番大野地区の件ですが、大野地内の35筆23,533㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 3番大野地区の件ですが、大野地内の1筆546㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 4番根知地区の件ですが、根小屋、東中、上野地内の7筆7,894㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 5番根知地区の件ですが、栗山、和泉、大工屋敷、蒲池、別所地内の39筆49,688㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 6番根知地区の件ですが、栗山地内の4筆5,245㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p><b>日程第4＝その他</b></p>

議長	<p>ア 次期農業委員会の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 5/31(木) 午前9時30分～ 201・202 会議室</li></ul> <p>イ その他</p> <p>他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。 慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>
----	---